

規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十八号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「申請しようとする者」の下に「(次項において「申請者」という。)」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類
第十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定による申請をする場合であつて、専任のふぐ処理者に変更があつたときは、申請者は、変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを添えなければならない。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、第十三条第二項の規定により変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを提出した場合には、この限りでない。

様式第七号中「相続・合併・分割」を「譲渡・相続・合併・分割」に、「5 専

「5 営業施設符号

6 専任のふぐ処理者に係る事項

業施設符号」を
(1) 氏名
(2) 住所
に改め、同様式の添付書類中

(3) 免許番号

(4) 免許年月日

3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類
様式第七号の添付書類に次のように加える。

5 営業者の地位の承継に当たり、専任のふぐ処理者に変更があつた場合 変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写し

附 則

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図る

ための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。